

平成 30年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

代表者名 代表取締役社長 クォック・ゲイリー・ヤン・クエン

(コード: 9704、東証第1部)

問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹

(TEL. 03-3436-1860)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年6月28日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及びそれに伴う定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社株式の流動性の向上および個人投資家を含めた投資家層の拡大を図り、当社株式を保有する個人投資家による当社宿泊施設の利用の拡大につなげるとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式の引き下げを行なうものであります。

なお、単元株式の引き下げ後も、東京証券取引所が有価証券上場規定第 445 条に定める望ましい投資単位の水準を下回ることが予想されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に積極的に努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年8月1日(水曜日)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成30年8月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も1000株から100株に変更されることになります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株株式数の変更によるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後
第7条(単元株式数)	第7条(単元株式数)
当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
	<u>附則</u>
	第7条の変更は、平成30年8月1日をもっ
	てその効力を生じるものとし、効力発生まで
	は従前どおり次のとおりとする。
	第7条(単元株式数)
	当会社の単元株式数は、1,000 株とする。
	なお、本附則は、第7条の変更の効力発生
	後これを削除する。

(3) 効力発生日 平成30年8月1日

3. 株主優待制度について

単元株式数の変更後の株主優待制度の基準となるご所有株式数は、詳細が決まり次第開示いたします。

以 上